

EU の企業内転勤（ICT）指令の概要と EU 加盟国一部での実施状況

2017 年 6 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EUの「企業内転勤（Intra-corporate transfer、ICT）指令」は2016年11月に、加盟国の国内法制化の期限を迎えたが、一部の加盟国では2017年5月現在も同指令に基づく国内法の整備が完了していない。ICT指令とは、多国籍企業グループに勤務する、EU域外の第三国の国籍を有する経営管理職と専門家、研修生のEU域内の拠点への転勤に関する労働・滞在許可の枠組みを定めたものである。同指令の国内法制化、およびその実施により、日本を含むEU域外の拠点から、域内への従業員の転勤が容易になることが期待される。しかし、その一方で、新制度の導入による従来の労働・滞在許可制度からの変更や、加盟国間での制度の違いも生じている。

本報告書は、ICT指令が定める主な要件を概観したのち、フランスとスペイン、オランダ、イタリアにおけるICT指令に基づく国内法の概要、および法整備が未完了のベルギーの状況について、ジェトロ・ブリュッセル事務所が報告書を作成した。

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| I. ICT指令の概要 | 1 |
| 1. 「企業内転勤」の主な要件 | 1 |
| 2. ICT許可の申請手順 | 2 |
| 3. ICT許可の申請書類 | 2 |
| 4. ICT許可の発給拒否の基準 | 3 |
| 5. 帯同家族に関する許可 | 4 |
| 6. EU加盟国間での異動 | 4 |
| II. 一部加盟国におけるICT指令の国内法整備とその概要 | 7 |
| 1. フランス | 7 |
| 2. スペイン | 11 |
| 3. オランダ | 14 |
| 4. イタリア | 17 |
| 5. ベルギー | 20 |

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

I. ICT 指令の概要

EU の「企業内転勤による EU 域外の第三国の国民の入国と滞在条件に関する 2014 年 5 月 15 日付欧州議会・理事会指令 2014/66/EU」¹（以下「ICT 指令」）は、2014 年 5 月 27 日付 EU 官報で公布され、同年 5 月 28 日付で施行された。なお「指令」とは、加盟国に対して国内法の整備を義務付け、その枠組みを示す EU 法の形式であり、ICT 指令は加盟国に対して、2016 年 11 月 29 日までに同指令に準拠した国内法を整備するよう求めている。指令に基づいて定められる国内法には、加盟国政府の裁量によって定められる部分もあるため、必ずしも EU 域内で統一的な規定とはならない点に注意が必要だ。なお、EU 加盟国のうち、デンマークとアイルランド、英国は、自由と安全、司法分野について、EU 法の適用除外が規定されているため、本指令を採択しておらず、適用されない。

ICT 指令は、多国籍企業グループと雇用関係にある EU 域外の第三国の国民に対して、EU 域内での労働機会をより多く提供することを目的に、多国籍企業グループ内での「企業内転勤」を対象とする EU 加盟国における労働・滞在許可の枠組みを定めるものである。EU 理事会の発表²によると、ICT 指令は、多国籍企業が、EU 域外の第三国に勤務し、かつ高い専門性を有する従業員を EU 域内の関連法人や拠点に転勤させる際の手続きをより容易かつ迅速にし、EU 加盟国間での企業内転勤を容易にすることも目指している。さらに、同指令は、企業内転勤の対象となる従業員が搾取や競争の歪みなどに起因する不利益を被らないための基本的な権利についても定めている。以下、ICT 指令の主な要件・規定をまとめるが、実際の運用にあたっては滞在・就労する加盟国の国内法が適用されるため、注意が必要である。

1. 「企業内転勤」の主な要件

- ICT 指令は、EU 域外の第三国の国民で申請時に EU 域外に居住する者、または既に他の加盟国において ICT 指令に基づく労働・滞在許可を取得済みである者が、経営管理職（manager）または専門家（specialist）、研修生（trainee）として、グループ企業内での転勤により EU 加盟国で勤務する場合に適用される。
- ICT 指令による許可を受ける要件として、経営管理職と専門家に関しては、企業内転勤の直前の少なくとも 3～12 ヶ月の連続した期間、転勤先の企業が属する多国籍企業グループに勤務している必要がある。研修生に関しては、当該勤務期間の要件は少なくとも 3～6 ヶ月間である。正確な勤務期間の要件は、この範囲の中で各加盟国が決定する。

¹ “Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer” <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:32014L0066>

² “Council adopts intra-corporate transferees directive” Council of the European Union, 13 May 2014 http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/jha/142571.pdf

- 受け入れ企業で求められる職業的資格、経験を有していること。研修生に関しては大学卒業資格を有していること。
- ICT 指令に基づく滞在許可の最長期間は、経営管理職と専門家に関しては3年間、研修生に関しては1年間である。加盟国は、ICT 指令に基づく許可を受けた者が、当該許可の最長期間の終了後、許可を再申請するまで、最長 6 ヶ月間の待機期間を定めることができる。
- 企業内転勤者への報酬を、同等の職位に就く勤務地の国民よりも不利な条件とすることは認められない。
- 報酬以外の労働条件については、EU 国籍を有し、他の加盟国から当該国に転勤してきた者と同様とする必要がある。

2. ICT 許可の申請手順

ICT 許可の申請は原則として、転勤者となる EU 域外の第三国の国民が、申請先の加盟国の国外にいる時点で行う。転勤者と域内の転勤先企業のどちらが申請者となるかは、加盟国が国内法において規定するが、両方からの申請を可能とすることもできる。また、グループ企業の EU 域内の複数の法人・拠点間での異動が予想され、複数 EU 加盟国への滞在を予定している場合、最初に滞子を予定している加盟国当局に申請する。ただし、企業内転勤の全期間を通じた加盟国ごとの滞在期間を比較した場合に、最初に滞在する加盟国よりも滞在期間の長い加盟国がある場合は、滞在期間の最も長い加盟国に許可を申請する。

申請者には、労働許可と滞在許可の両方をカバーする「単一許可」の「単一申請」が適用される。また、申請を受けた加盟国は 90 日以内に判断を下すよう規定されている。なお、加盟国は認定を受けた特定の企業や企業グループに対して、ICT 許可と域内での「長期間の異動 (long-term mobility)」(後述)、家族の帯同許可、査証の発行に関する簡易手続を適用することができる。簡易手続が適用される場合、ICT 指令は、少なくとも申請書類の一部免除、ICT 許可と長期間の異動に関連する許可の発行の迅速化、査証発行の簡易化・迅速化を適用するように求めている。

3. ICT 許可の申請書類

受け入れ企業または転勤者が申請者となり、次の書類を ICT 許可申請先の加盟国当局に提出する必要がある。受け入れ企業と転勤者のどちらが申請者となるかは、加盟国が国内法で規定する。

- (a) 受け入れ企業と、転勤前の EU 域外の第三国の勤務先が同一企業または企業グループに属することの証明。
- (b) 経営管理職と専門家に関しては、企業内転勤の直前の 3~12 ヶ月間、研修生に関しては 3~6 ヶ月間の連続した期間、当該企業または企業グループに勤務していることの証明。

- (c) 労働契約書及び、必要に応じて次の項目を含む雇用者からの辞令（assignment letter）。
- i) 転勤の期間と転勤先企業の所在地の詳細
 - ii) 受け入れ企業で、転勤者が経営管理者または専門家、研修生として勤務することの証明
 - iii) 企業内転勤中の報酬額などの雇用条件
 - iv) 企業内転勤の終了後に、転勤者が企業または企業グループの EU 域外の第三国の拠点へと再度転勤し得ることの証明
- (d) 転勤者が、経営管理職または専門家として必要とされる職業資格や経験を有していることの証明。研修生の場合は大学卒業資格。
- (e) 転勤者が規制された職種³に従事する場合、EU 市民が当該職種に就くために求められる加盟国法に基づく条件を、転勤者が満たしていることを示す書類。
- (f) 転勤先の加盟国法で規定された有効な渡航文書、及び必要な場合は査証（ビザ）または査証の申請書。加盟国は、ICT 許可の有効期間中を通じて有効な渡航文書を要求することができる。
- (g) 転勤先加盟国の公的保険などが適用されない期間の、疾病保険への加入、または当該加盟国が認める場合は、加入申し込みの証明。

申請を受ける加盟国は、上記の(a)と(c)、(d)、(e)、(g)については、自国の公用語の書類を要求することができる。その他、加盟国は、ICT 許可の発行時点において、転勤者の加盟国内の住所を要求することができる。

さらに、ICT 指令は、許可申請の却下、許可の取り消し、許可の更新の拒絶に関する詳細な要件、及び罰則を定めている（ICT 指令 第 7～9 条）。

4. ICT 許可の発給拒否の基準

加盟国が ICT 許可の発給を拒否する要件として、次が定められている。

- ・ 加盟国が求める必要な情報や書類が提出されない場合や、雇用条件や報酬に関する規定が満たされない場合
- ・ 提出された書類が違法に入手したものや、偽造・改ざんされたものだった場合
- ・ 転勤先企業が、転勤者の入国を容易にすることを主目的に設立されたものだった場合

³ 「職業資格の相互承認に関する指令 2005/36」第 3 条(1)、(a)の定義に該当する職種。なお、欧州委員会は次のウェブサイトで規制対象となる職種のデータベースを公開している。

<http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/regprof/>

- ・ 滞在期間の上限を超えている場合
- ・ 雇用者、または転勤先企業が労働の申告漏れや不法労働について加盟国の国内法に基づいて処罰されており、許可発給の拒否が適切と判断される場合

また、加盟国は、次の場合においても、ICT 許可の発給を拒否することができる。

- ・ 雇用者、または転勤先企業が、社会保障や納税、労働者の権利、労働条件について、法的義務を果たしていない場合
- ・ 雇用者、または転勤先企業が、加盟国の破産法に基づく法的整理を行っている、または行っていた場合、もしくは、経済活動を行っていない場合
- ・ 企業内転勤者の一時的な就労の目的または効果が、労働争議や労使交渉を妨げること、もしくはそれらに影響を与えることである場合
- ・ 加盟国は、ICT 許可期間の終了後、再申請まで最長 6 ヶ月の待機期間を義務付けることができる。この待機期間中の申請者に対して、加盟国は ICT 許可の発給を拒否できる。

この他、加盟国が移民労働者の数を制限する場合なども、ICT 許可発給が拒否されることがある。

5. 帯同家族に関する許可

企業内転勤者は、ICT 指令に基づく労働・滞在許可と同時に帯同家族の許可を申請することにより、EU 加盟国での勤務開始当初より家族を帯同することができる。企業内転勤者の家族の滞在許可の有効期限は、ICT 許可の有効期限と同一となる。この許可を取得した家族は、許可を取得した加盟国において就労もしくは自営業が認められる。

6. EU 加盟国間での異動

ある加盟国で ICT 指令に基づく労働・滞在許可を取得した EU 域外の第三国の国民は、企業内転勤に基づく滞在を中断すること無しに（または最小限の中断で）、他の加盟国に所在する同一企業グループの法人・拠点で就労するために入国、居住することができる。これにより、複数の加盟国に渡る企業内転勤に伴う、許可取得のための行政手続が大幅に軽減される。

滞在期間が 90 日以内（あらゆる 180 日の期間内で最大 90 日間）の短期間のケース（short-term mobility、第 21 条）と 90 日超の長期間のケース（long-term mobility、第 22 条）について要件が定められており、それぞれ手続が異なっている。長期間の異動の許可を異動先の加盟国当局

から受けた場合、許可の種別は「モバイル ICT (mobile ICT)」となる（通常の移動許可については単に「ICT」と呼称）。

短期間の異動

ICT 許可の取得者が、EU の他の加盟国に所在する同一企業グループに短期間、異動する場合、異動先の加盟国によっては、ICT 許可取得者の勤務先企業は、同社の所在国と異動先の加盟国の両方の当局への「通知 (notification)」が必要となる。通知は、当初の勤務先となる加盟国への ICT 許可の申請中に域内での異動が予想されるのであれば申請の段階で、また、すでに EU 域内での企業内転勤を開始しているのであれば、域内での異動が決定した時点で行う。

短期間の異動の通知に当たり、異動先の加盟国によっては、上述の ICT 許可の申請書類の内、次の文書、もしくはその一部の提出が求められることがある。また、提出文書に派遣期間と日程が明記されていない場合、それらの明示が求められることがある。なお、加盟国によっては、当該国の公用語の書類が要求されることもあり得る。

- ・ (a) 異動前後の企業が同一企業グループに属することの証明
- ・ (c) 労働契約書及び、必要に応じて転勤期間や雇用条件などを含む雇用者からの辞令
- ・ (e) 規制された職種に就くための条件を転勤者が満たしていることを示す書類（当該職種に従事する場合）
- ・ (f) 有効な渡航文書など

加盟国は、次の場合に通知から 20 日以内に短期間の異動に反対を表明することができる。

- ・ 報酬に関する規定が満たされない場合、また、上記の通知書類の内(a)または(e)、(f)に不備がある場合
- ・ 提出書類が違法に入手したものや、偽造・改ざんされたものだった場合
- ・ 滞在許可の最長期間に達している場合

この場合、転勤者は異動前であれば、企業内転勤の枠組みにおける当該加盟国での就労が許可されず、また、すでに異動している場合は就労を中止し、国外に退去する必要がある。

長期間の異動

ICT 許可の取得者が、EU の他の加盟国に所在する同一企業グループに 90 日を超える長期間の異動を行う場合、異動先の加盟国によって短期間の異動と同様の手続き、または「申請 (application)」が必要となる。

異動先の加盟国への申請が必要となる場合、申請を転勤者と異動先企業のどちらが行うかは、加盟国が国内法において規定するが、両方からの申請を可能とすることもできる。申請時には、ICT

許可の申請書類の内、次の文書、もしくはその一部の提出が求められる。なお、加盟国によっては、当該国の公用語の書類が要求されることもあり得る。また、申請を受けた加盟国は、必要書類の受理から遅くとも 90 日以内に判断を下し、申請者に結果を書面で通知するよう規定されている。

- ・ (a) 異動前後の企業が同一企業グループに属することの証明
- ・ (c) 労働契約書及び、必要に応じて転勤期間や雇用条件などを含む雇用者からの辞令
- ・ (e) 規制された職種に就くための条件を転勤者が満たしていることを示す書類（当該職種に従事する場合）
- ・ (f) 有効な渡航文書など
- ・ (g) 疾病保険への加入、または当該加盟国が認める場合は、加入申し込みの証明

長期間の異動の申請にあたって、転勤者は EU 域外に退出する必要はなく、再度、査証（ビザ）を取得する必要もない。また、申請者は加盟国が長期間の異動を可否の判断を下すまでの間、当初の ICT 許可が有効であり、かつ、就労期間が 90 日以内（あらゆる 180 日の期間内で最大 90 日間）であるならば、当該国での就労が認められる。なお、加盟国は、異動の開始の 20 日前までに必要書類を提出していることを、申請中の就労の条件とすることができる。

なお、短期間の異動のための通知と長期間の異動の申請を同時に行うことはできない。短期間の異動から長期間の異動に切り替える必要が生じた場合、加盟国は短期間の異動期間の終了 20 日前を長期間の異動の申請期限とすることができる。

加盟国は、次の場合に長期間の異動に関する許可の発給を拒否できる。

- ・ 必要書類の不備、もしくは、雇用条件や報酬に関する規定が満たされない場合
- ・ 必要書類に関する条件を除く、通常の ICT 許可の発給拒否の基準に当てはまる場合
- ・ 申請手続き中に、当初の ICT 許可の有効期限を迎えた場合

II. 一部加盟国における ICT 指令の国内法整備とその概要

ICT 指令第 27 条は、各加盟国における国内法の整備期日を 2016 年 11 月 29 日と定めているが、2017 年 5 月現在、国内法の整備を済ませた加盟国は 11 カ国（ブルガリア、キプロス、エストニア、フランス、ハンガリー、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ルーマニア、スペイン）に限られている。例えば、ドイツも 2017 年 5 月現在、まだ国内法の整備は終了していない。なお、欧州委員会は、各加盟国における国内法整備に向けた施策をウェブサイト⁴で開示しているが、開示内容は各国政府に委ねられており言語や記載事項も様々で、具体的な進捗状況や将来計画の把握は容易ではない（例えば、ICT 指令に基づく制度ではない、既存の労働許可制度の記載も見られる）。

以下に、フランスとスペイン、オランダ、イタリア、ベルギーにおける国内法整備の状況及び ICT 許可制度について、特徴的なポイントをまとめた。

1. フランス

(1) 国内法の整備状況と概要

ICT 指令は、「2016 年 3 月 7 日付法律 2016-274」による「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」（以下「CESEDA」）⁵の改正の形で、フランスの国内法として整備された。同法は 2016 年 3 月 8 日に政府官報に掲載され、同年 11 月 1 日より、ICT 指令及び国内法に基づく新たな複数年滞在許可制度が導入された。

ICT 許可の申請要件

企業内転勤の対象者の区分に応じて、次の 8 種類の労働・滞在許可が導入された。

① 駐在員 ICT カード ("salarié détaché ICT"、CESEDA L. 313-24 条 I 項)

労働法典 ("Code du Travail")⁶L. 1262-1 条 2 号に基づき、所属する企業グループ内で、EU 域外で 3 ヶ月以上継続雇用されている社員を、フランス国内の当該グループに属する企業において、経営管理職または専門家として勤務させる場合に適用される許可。駐在員 ICT カードによる許可の有効期間は最長 3 年間である。

⁴ "National transposition measures communicated by the Member States concerning Directive 2014/66/EU"
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=celex:32014L0066>

⁵ "Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile"
<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070158>

⁶ "Code du travail" <https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072050>

② 駐在員（家族）ICT カード ("salarié détaché ICT (famille)"、CESEDA L. 313-24 条 II 項)
駐在員 ICT カードを受給した者の家族に対して発行され、有効期間は駐在員 ICT カードの期限と同一である。本カードの所持者は、フランス国内で就労することが認められる。

③ 駐在員モバイル ICT カード ("salarié détaché mobile ICT"、CESEDA L. 313-24 条 III、IV 項)

フランス以外の EU 加盟国が経営管理職または専門家を対象に発行した、有効な ICT 許可を所持する者は、フランス国内において、当初の ICT 許可を取得した目的と同様の目的で就労することができる。

フランスにおける滞在期間が 90 日を超える場合、「駐在員モバイル ICT カード」を取得する必要がある。駐在員モバイル ICT カードの最長有効期間は、3 年間から他の EU 加盟国で発行された ICT カードによるフランス以外の EU 加盟国での滞在期間を差し引いた期間となる。

フランスにおける滞在期間が 90 日以内（かつ ICT 許可の有効期間内）の場合には、駐在員モバイル ICT カードの取得は不要である。ただしその場合、ICT 許可を発行した国に所在する当初の転勤先企業は、当該駐在員が転勤予定のフランス企業の所在地の県知事（Préfet de département）、また、パリ市に所在する企業の場合は警視総監（Préfet de police）宛てに事前に通知する必要がある⁷。

④ 駐在員（家族）モバイル ICT カード ("salarié détaché mobile ICT (famille)"、CESEDA L. 313-24 条 IV 項)

駐在員モバイル ICT カードを受給した者の家族に対して発行され、有効期間は駐在員モバイル ICT カードの期限と同一である。本カードの取得者は、フランス国内での就労が認められる。

上記の「①～④」のカテゴリの許可取得のための必要書類は、CESEDA の R. 313-72 条～R. 313-74 条及び「2016 年 10 月 28 日付省令」⁸で定められている。

駐在員 ICT カードと同様に、研修生に関しても以下の 4 種類の ICT カードによる許可制度が定められた。

⑤ 研修生 ICT カード ("stagiaire ICT"、CESEDA L.313-7-2 条 I 項)

⑥ 研修生（家族）ICT カード ("stagiaire ICT (famille)"、同上)

⑦ 研修生モバイル ICT カード ("stagiaire mobile ICT"、同 II 項)

⑧ 研修生（家族）モバイル ICT カード ("stagiaire mobile ICT (famille)"、同上)

⁷ "Arrêté du 28 octobre 2016 relatif à la procédure de notification des projets de mobilité de courte durée prévue aux articles R. 313-10-10 et R. 313-74 du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile"

<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/arrete/2016/10/28/INTV1629582A/jo/texte>

⁸ 同上

「⑤研修生 ICT カード」の有効期間は最長 1 年間である。また、駐在員モバイル ICT と同様に、他の EU 加盟国ですでに研修生 ICT カードの発給を受けている者が 90 日を超える期間、フランスで就労する場合の「⑦研修生モバイル ICT カード」があり、フランス以外の EU 加盟国での滞在期間を 1 年間から差し引いた期間が有効期間となる。

さらに、それぞれの滞在許可を受けた者の家族を対象とする、有効期間の等しい「⑥研修生（家族）ICT カード」及び「⑧研修生（家族）モバイル ICT カード」があり、これらのカードの取得者はフランスでの就労が認められる。

「⑤～⑧」のカテゴリーの許可取得のための必要書類は、CESEDA の R. 313-10-6 条～R 313-10-10 条及び「2016 年 10 月 28 日付省令」で定められている。

ICT 許可の申請手順

上記 8 種類の許可のうち、フランス当局が発給する①駐在員 ICT、②駐在員（家族）ICT、⑤研修生 ICT、⑥研修生（家族）ICT の 4 種類については、転勤前の居住地のフランス大使館・領事館において、転勤者が ICT の区分及び転勤期間に応じた査証（ビザ）を申請、取得する必要がある。

- 駐在員 ICT の申請者で転勤期間が 12 ヶ月以下の場合、「駐在員 ICT CESEDA R311-3 13」区分の長期滞在査証の取得が必要である。
当該査証の取得者は、有効期間の間フランス国内に滞在することが可能で、入国後の滞在許可の取得手続は不要だが、入国から 3 ヶ月以内に、フランス移民局（OFII）での手続を行う必要がある。この手続には、渡航文書や査証、フランス国内の住居の証明、健康診断書などが必要となる。
- 駐在員 ICT の申請者で転勤期間が 1 年を超える場合、「駐在員 ICT L.313-24」区分の長期滞在査証の取得が必要である。
当該査証の取得者は、フランス入国から 2 ヶ月以内に県庁（パリ市の場合は警察署）で駐在員 ICT 用の滞在許可証の発給を受ける必要がある。この際、渡航文書や査証、出生証明書、労働契約書、資格証明書などを提出する。
- 研修生 ICT の申請者は、「CESEDA R311-3 12」区分の長期滞在査証の取得が必要である。
入国後の手続は、転勤期間が 12 ヶ月以内の駐在員の場合と同様である。
- 駐在員 ICT または研修生 ICT 申請者の家族は、帯同家族として簡易な手続で査証の発給を受けることができる。
帯同家族の査証申請・取得は原則として、駐在員または研修生の査証発給後となるが、必要に応じて同時に申請・取得を行うことが認められている。

ICT 許可の発給拒否の基準

CESEDA R.311-11 条は、ICT カードの発給が拒否される場合として以下を定めている。

- 受け入れ企業が、主に外国人を入国させる目的のために設立された企業である場合
- 雇用主が、労働者保護、社会保障などに関する法令に違反している場合
- 許可の最長期間（駐在員 ICT の場合、3 年間、または、3 年間から同様の目的でのフランス以外の EU 加盟国での滞在期間を差し引いた期間。研修生 ICT の場合、1 年間、または、1 年間から同様の目的でのフランス以外の EU 加盟国での滞在期間を差し引いた期間）を超えて許可を申請する場合

ICT 許可の有効期間と更新

ICT 許可の有効期間は、経営管理職、専門職の場合は最長 3 年間、研修生の場合は最長 1 年間である。最長期間を超える場合 ICT 許可の更新は認められず、有効期間満了時には、フランス国外への退出が求められる。

ただしフランス国内法では、ICT 許可を取得した者がその許可期間の満了後に、新たな ICT 許可を申請する際に必要な待機期間を定めていない。そのため、原則的に、当初取得した ICT 許可の失効後、直ちに新たな ICT 許可を申請することが可能と考えられる。

(2) その他の注意点

ICT 以外の労働許可制度

域外の第三国の企業が同一企業グループに属するフランス企業に社員を異動させる際、当初の勤務先である外国企業との雇用関係を維持したままの転勤の場合には ICT 許可制度が適用されるが、転勤先のフランス企業と雇用契約を締結する場合、一定の要件を満たせば最長 4 年間有効かつ更新可能な「才能パスポート」制度の適用を受けることが可能である。⁹

雇用者の義務

社員をフランスに異動させる雇用者には、労働法典により、主に次の義務が定められている。

- 労働監督官との連絡などを担当する代表者を転勤先のフランス企業で選任すること（労働法典 L.1262-2-1 条 II 項）
- 労働法典に定める要件に従い、転勤先のフランス企業の所在地を管轄する労働監督官に事前の通知を行うこと（労働法典 R.1263-4 条）
- 転勤によりフランス国内で勤務する社員に、同じ業界においてフランス国内で直接雇用される者と同等の雇用条件を確保すること（労働法典 L.1262-4 条） など

⁹ 「才能パスポート」を利用して同一企業グループ内で転勤する場合、転勤先フランス企業（日本企業の現地法人を含む）との労働契約の締結、年間給与が額面で最低賃金の 1.8 倍以上、転勤前の企業に 3 カ月以上就労していることが条件となる。才能パスポートの詳細は次のジェトロ・ウェブサイトを参照。

https://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/invest_05.html

2. スペイン

(1) 国内法の整備状況と概要

ICT 指令は「2015 年 7 月 28 日付法律 25/2015」による「2013 年 9 月 27 日付法律 14/2013」（通称“Spain’s Golden Visa Law”）¹⁰の修正として、スペイン国内法に導入された。ICT 指令が定める国内法整備の期限は 2016 年 11 月であったが、スペインでは他国に先がけて 2015 年 7 月に ICT 指令の全ての要件を満たす国内法の整備が完了した。

ICT 許可の申請要件

ICT 許可制度は、EU 域外に所在する多国籍企業が、社員を経営管理職、または、専門職、研修生として勤務させるために、同じグループに属するスペインに設立された企業に一時的に異動させる場合に適用される。対象者は次の通り定義されている。

- 経営管理職：企業の経営または部門や部署の運営の役割を担う者
- 専門家：技術的な活動または企業経営管理に関して専門的な知識を有する者
- 研修生：大学卒業以上の学位を有し、転勤先企業における技術や手法の習得のために有給で派遣される者

ICT 許可の申請には、法律 14/2013 の第 62 条に定める一般的な要件（18 歳以上であること、犯罪歴がないこと、スペインが条約を締結している国において「好ましくない」人物とみなされていないことなど）に加え、次の要件を満たす必要がある。

- 事業活動及び企業グループが実際に存在すること
- 高等教育の学位または少なくとも 3 年間の実務経験を有すること
- 転勤する社員が、所属する企業グループにおいて少なくとも 3 ヶ月以上継続的に雇用されていること
- 転勤に関する辞令が書面で出されていること

¹⁰ 同法の ICT 指令に関する条文の英訳は次の参照。

“Traducción al inglés de los artículos 61 al 76 de la Ley 14/2013, versión consolidada”

http://extranjeros.empleo.gob.es/es/UnidadGrandesEmpresas/documentos/2015/Ley_14-2013_consolidada_en_ingles.pdf

ICT 許可の申請手順¹¹

① ステップ 1：スペイン国内での労働・滞在許可の申請

ICT 許可に基づいて転勤者を受け入れる予定のスペイン国内の企業が申請者となり、所定の添付書類と共に ICT 許可の申請書をスペイン雇用・社会保障省 大企業・戦略的分野担当ユニット (Unidad de Grandes Empresas y Colectivos Estratégicos) に提出する。

政府当局は申請書を審査し、審査基準を満たしていれば、労働・滞在許可を承認し、通知する。法律 14/2013 では、スペイン政府当局が申請書の受理から 20 営業日以内に判断を下すように定められているが、2017 年 3 月現在、当局の処理能力が逼迫しており、数日から数週間の遅れが頻繁に発生している。そのため、一定の遅延が生じることを前提に、余裕を持って申請を行うことが非常に重要である。

② ステップ 2：スペイン国外のスペイン領事館での査証（ビザ）の申請

スペインに転勤予定の社員本人が申請者となり、スペイン政府当局による ICT 許可の承認通知書と必要書類を、居住地のスペイン領事館に提出し、ICT 査証の申請を行う。

領事館は受理した申請を個別に処理し査証発行の可否を判断する。査証発行が承認されると、パスポートにスタンプが押印される。法律 14/2013 では、各領事館は申請の受理から 10 営業日以内に承認を行うことを求めている。

この在外領事館での査証申請手続は、申請者がステップ 1 の労働・滞在許可の申請時に合法的にスペイン国内に滞在している場合（観光、出張など）、省略することが可能である。その場合、申請者は労働・滞在許可の承認が下りるまでスペイン国内で待機することで、承認後直ちに（一度、自国に戻り査証申請を行うことなしに）、ステップ 3 の外国人 ID カードの申請を行うことが可能である。

③ ステップ 3：スペインへの入国と外国人 ID カードの申請

スペインへの転勤者は、査証の有効期間内にスペインに入国する必要がある。

スペインへの入国後速やかに、スペインでの住居の所在地に応じて移民事務局または警察署で外国人 ID カードの申請を行う必要がある。申請手続には申請者本人が赴く必要がある（指紋の登録などの手続がある）。また ID カードの受け取りも本人自身が行う必要がある。

¹¹ “Intra-Corporate Transferees” ICEX- Spain Trade and Investment ,29 November 2016

<http://www.investinspain.org/invest/en/-invest-in-spain/entrepreneurs-law-residence-programme/intra-corporate-transferees/index.html>

ICT 許可の有効期間と更新

ICT 指令に基づく ICT 許可 (EU ICT Intra-corporate transfer work permit) の有効期間は、経営管理職、専門職の場合は最長 3 年間、研修生の場合は最長 1 年間である。

ICT 許可の有効期限の満了後は、法律 14/2013 第 73 条 3 項 b に基づく、ICT 許可制度とは別の労働許可 (National residence permit for intra-corporate transfers) の申請・取得が可能である。この承認を取得することにより、スペイン国内での就労が可能となる。ただしその場合、EU 加盟国間での異動は不可となる。

帯同家族に関する許可

ICT 許可を所持する者が扶養する家族は、帯同家族用の ICT 許可の取得が可能である。許可の有効期間は、転勤者の ICT 許可の期限と同一である。帯同家族用はこの許可を取得することにより、スペインでの就労が認められる。

EU 加盟国間での異動

スペインで発行された有効な ICT 許可を保持する者は、事前に他の EU 加盟国の監督機関に当該国の法律に基づき通知または申請を行うことにより当該他国に入国、滞在し、勤務を行うことができる。

一方、企業は、他の EU 加盟国で発行された ICT 許可を保有する EU 域外国出身の社員を、当該許可の有効期間の間、グループ企業のスペイン国内の拠点に転勤させることができる。その場合、スペイン雇用・社会保障省大企業・戦略的分野担当ユニットに事前に通知を行う必要がある。¹²

(2) その他の注意点

ICT 以外の労働許可制度

外国企業が同一企業グループに属するスペイン企業に社員を異動させる際、転勤先のスペイン企業と雇用契約を締結する転籍の形態の場合で、一定の要件を満たせば、高度なスキルを有する専門家 (現地雇用) 向けの労働・滞在許可制度に基づく申請を行うことができる。

ICT 許可との比較は次の通りである。

- 有利な点：ICT 申請と比較し、必要書類の準備が一般的により容易なため、申請手続を早期に開始可能である
- 不利な点：申請者には、スペイン企業との雇用契約関係及びスペイン社会保障制度への加入が求められる

¹² 「2015 年 7 月 28 日付法律 25/2015」には、他の EU 加盟国からスペインへの異動期間の長短 (90 日以内・超) による手続きの違いが明記されておらず、異動期間に関わらず同じ手続きが適用されると考えられる。

3. オランダ

(1) 国内法の整備状況と概要

オランダでは、2016年11月2日付の官報408号で公布された「2016年10月13日付政令」¹³により、2016年11月29日より、ICT指令に基づく許可制度が導入された。

ICT許可は、オランダが申請者にとって最も長い期間滞在・就労を行おうとするEU加盟国である場合、オランダ当局に申請する必要がある。ICT許可は居住と就労の許可を兼ねるもので、両方を別々に申請する必要は無い。また、帯同家族も就労（自営業を含む）が認められる。

ICT許可の申請要件

ICT許可申請の主な要件は以下の通りである。

- EU加盟国（及びEEA加盟国、スイス）の国籍を有しておらず、申請時にEU域外に居住していること
- EU域外に所在する企業から、同じ企業グループに属するオランダ企業に、経営管理職、専門家または研修生として勤務するために転勤を予定していること
- 当該EU域外の企業との雇用契約関係を維持したままの転勤であること、また転勤以前に当該企業に3ヵ月間以上の期間雇用されていること
- 受け入れ企業での経営管理職または専門家としての勤務に必要な資格、経験を有すること、研修生の場合は修士以上の学位を有すること

ICT許可の申請手順¹⁴

転勤者を受け入れる企業が申請者となり、安全・司法省の入国管理局（IND）にICTによる労働・滞在許可の申請書と必要書類を提出する。INDは90日以内に審査を実施し、発給の可否を判断する。INDは審査過程において、雇用条件などについて労働者保険事業団（UWV）に意見を求めることがある。なお、受け入れ企業が「承認スポンサー（registered sponsor）」¹⁵の認定を受けている場合、ICT許可の申請にあたって提出書類の軽減、手続の迅速化などの優遇が与えられる。

INDが発給許可の判断を下した場合、転勤者はオランダ入国後、INDに速やかに出頭し、労働・滞在許可の発給を受け、居住自治体にて住民登録手続きを行う。住民登録には、法定翻訳者が

¹³ “Besluit van 13 oktober 2016” <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2016-408.pdf>

¹⁴ “Overplaatsing binnen een onderneming (Richtlijn Intra Corporate Transferees 2014/66/EU)” Immigratie- en Naturalisatiedienst, Ministerie van Veiligheid en Justitie, [https://ind.nl/werken/Paginas/Overplaatsing-binnen-
een-onderneming.aspx](https://ind.nl/werken/Paginas/Overplaatsing-binnen-
een-onderneming.aspx)

¹⁵ 2013年6月に施行された新入国管理法により、社員をオランダに転勤させる場合、雇用主である企業は法律上の「スポンサー」と位置づけられる。企業はINDに登録料を支払うことにより、承認スポンサーとしての認定を受けることができる。知的労働者プログラム（後述）など一部の労働許可制度は、承認スポンサーのみ申請が認められている。

翻訳したオランダ外務省のリーガリゼーション（認証）済み、もしくは発行国のアポストイーユ（外務省の公印証明）付き出生証明書（戸籍謄本）が必要となる。

ICT 許可の有効期間と更新

ICT 許可の期間は、経営管理職、専門家に関しては最長 3 年間、研修生に関しては最長 1 年間である。最長の許可期間の経過後は、ICT 許可以外の滞在許可を保持していない限り、EU 域外への退出が求められ、6 ヶ月間の待機期間を経なければ ICT 許可の再申請は認められない。

ただし、安全・司法省の移民・帰化局の質問集（FAQ）¹⁶によると、ICT 許可の有効期間が経過した後に、当該企業内転勤者が「知的労働者プログラム（Highly skilled migrant permit）」の要件を満たし、勤務先の企業が「承認スポンサー」の要件を満たす場合、6 ヶ月の待機期間を経ることなく「知的労働者プログラム」に基づく労働許可を申請することが可能である。

EU 加盟国間での異動

ICT 許可を取得した者は、他の EU 加盟国での居住、就労が認められる。異動の期間が長期か短期かによって手続が異なる。

① 短期間の異動

ある加盟国で ICT 許可を取得した者がオランダに異動する場合、その期間が 90 日以内（あらゆる 180 日の期間内で最大 90 日間）であれば、オランダでの滞在許可の申請は不要である。その場合、異動先の勤務地の UWV に、当該異動について事前に通知する必要がある。

② 長期間の異動

異動の期間が 90 日を超える場合、オランダでの ICT 許可を申請・取得する必要がある。この場合、通常の ICT 許可の申請・取得と比べ、柔軟な条件¹⁷が適用される。

(2) その他の注意点

日本国籍者に対する特例

オランダでの労働・滞在許可を取得しようとする場合、ICT 許可の要件に該当する者には、ICT 許可制度に基づく申請のみが許され、それ以外の許可制度の適用は認められない。そのため、承認スポンサーの認定を受けた企業が従来利用できた就労許可制度「知的労働者プログラム」についても、IND が企業内転勤に該当すると判断した場合は、ICT 許可が発行される。ただし、日本国籍

¹⁶ “Directive Intra Corporate Transferees: Frequently Asked Questions” Imigratie- en Naturalisatiedienst, Ministerie van Veiligheid en Justitie, https://ind.nl/en/Documents/FAQ_ICT_Richtlijn_ENG.pdf

¹⁷ 2017 年 3 月現在では、最初に ICT 許可を取得した加盟国に応じて、学位などの要件の再確認の免除などが、個別の判断に基づいて行われている状況にある。

者に関しては、日蘭通商条約に基づく特例により、ICT許可の要件に該当する場合でも、他の許可制度を選択することが認められている。

このため、日本国籍を有する社員をEU域外からオランダに異動させる場合、企業はICT許可制度と知的労働者プログラムのいずれかを選択することが可能である。

知的労働者プログラムとICT許可制度の比較

知的労働者プログラムとICT許可制度の要件には類似している部分が多いが、両者には相違点もある。両制度の主な違いを次表に示す。

表：知的労働者プログラムとICT許可の主な違い

| | 知的労働者プログラム | ICT許可 |
|-------------|---|---|
| 雇用契約 | オランダ企業との契約 | 転勤先のオランダ企業と同じグループに属する、EU域外の企業との契約 |
| 許可の最長期間 | 最長5年間 | 経営管理職及び専門家は最長3年間、研修生に関しては最長1年間 |
| 更新の可否 | 更新可能 | 最長期間に到達するまでは（ICT許可に基づく他の加盟国での居住期間を含む）更新可能 その後は6カ月の待機期間を経なければ、新たなICT許可の申請は不可 ただし、要件を満たせばICT以外の許可制度の申請は可能 |
| 永住権との関係 | 知的労働者用許可でのオランダ居住期間は、永住権や帰化申請時に要求される在留期間に加算される | ICT許可での居住期間は一時的な滞在与みなされ、左記の期間には加算されない |
| 承認スポンサーの要否 | 知的労働者用許可の申請には、雇用主が承認スポンサーであることが必要 | ICT許可申請には承認スポンサーの要件はない ただし、雇用主が承認スポンサーである場合には、必要書類、手続などで優遇される |
| 他のEU加盟国への異動 | 不可 他のEU加盟国への異動には、当該国での許可取得が必要 | 可能 ICT許可を所持する者は、所定の手続を行うことにより、他のEU加盟国において居住、就労が認められる |

4. イタリア

(1) 国内法の整備状況と概要

イタリアでは「2016年12月29日付立法令253号」¹⁸が2017年1月11日に施行され、ICT指令に基づく制度が導入された。当該立法令により、「イタリア移民法（1998年7月25日付立法令286号）」¹⁹に以下の新たな条項が追加された。

- 第27条第5項（*quinquies* 条）：企業内転勤の枠組みにおけるイタリアへの入国と滞在に関する事項
- 第27条第6項（*sexies* 条）：EU域内での転勤者の異動及び他の加盟国が発行したICT許可に関する事項

ICT指令の国内法への反映により、次の2種類の労働許可が廃止された。なお、これら以外の既存の労働許可制度は存続しており、ICT許可制度と従来の許可制度（例えば、「取締役・マネージャー・高度な技能・資格を有する者の労働許可」）を選択可能である。

- 第27条1項F）：研修生または被雇用者を研修プロジェクトに参加させるための転勤
- 第27条1項G）：技術を有する被雇用者に研修活動を行なわせるための一時的な転勤

ICT許可の申請要件

ICT許可の対象者は以下のとおり定義されている。

- 経営管理職：経営管理の職位に就く者、他の従業員を管理する役割を担う者
- 専門職：高度な専門知識、技能を有する者
- 研修生：経験、知識を修得するために派遣される者

ICT許可制度は、EU域外の第三国の国民で、かつ申請時にEU域外に居住する者が、勤務または研修の目的で、一時的にEU域内の企業に転勤する場合に適用される。転勤前の勤務先企業と転勤先企業には資本関係が求められる（同一の企業グループに所属しているなど）。申請者は、転勤前の勤務先企業で転勤までに3ヵ月以上の期間、雇用されていることが求められる。

¹⁸ “Decreto Legislativo 29 dicembre 2016, n. 253” *Gazzetta Ufficiale*, 10 January 2017

<http://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2017/01/10/17G00001/sg>

また、同立法令による変更点などの概説は、イタリア内務省と労働・社会政策省の次の共同通達を参照。” *Decreto legislativo 29 dicembre 2016, n. 253 “Attuazione della direttiva 2014/66/UE sulle condizioni di ingresso e soggiorno dei dirigenti, lavoratori specializzati, lavoratori in formazione di Paesi terzi nell’ambito di trasferimenti intra-societari”* Ministero dell’Interno, Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali,

http://www.interno.gov.it/sites/default/files/allegati/circolare_congiunta.pdf

¹⁹ “DECRETO LEGISLATIVO 25 luglio 1998, n. 286”, 8 August 2012

http://www.esteri.it/mae/normative/normativa_consolare/visti/d_lgs_25_luglio_1998_n_286.pdf (2017年6月現在、リンク先の文章には「2016年12月29日付立法令263号」による改正は反映されていない)

ICT 許可の申請手順

- 企業内転勤の転勤先となるイタリア企業が申請者となり、イタリア内務省のウェブサイト²⁰から、オンラインで移民局に ICT 用の労働許可 (Nulla Osta) の申請を行う。
- 転勤先企業はオンラインでの申請から 10 日以内に、必要書類を企業所在地の移民局の単一窓口 (Sportello Unico) に提出する必要がある。申請が認められる場合、移民局は必要書類の受理から 45 日以内に労働許可を発行する。
- 発行された労働許可は発行、転勤者の居住地を管轄するイタリア大使館または領事館に送付され、転勤者はその大使館または領事館で査証 (ビザ) の申請・取得を行う。
- 転勤者はイタリア入国後 8 日以内に、自ら移民局に赴き ICT 許可の申請を行う。
- 移民局での申請から 45 日以内に、警察署が ICT 許可証を発行する。
- ICT 許可を取得した者は、家族の滞在許可を申請することができる。家族の滞在許可の有効期限は ICT 許可の有効期限と同一となり、就労も可能となる。

ICT 許可の有効期間と更新

ICT 許可制度に基づく転勤の最長期間は、経営管理職と専門職の場合は 3 年間、研修生の場合は 1 年間である。

ICT 許可により転勤した者が転勤期間の終了後、再度 ICT 許可を申請するためには、3 ヶ月間の待機期間を経なければならぬ。なお、転勤期間の終了時には転勤前の企業もしくは雇用関係にある EU 域外に所在する同一企業グループの企業に帰任する必要がある。

企業内転勤者の雇用条件

2016 年 12 月 29 日付立法令 253 号の第 1 条は、ICT 許可に基づき転勤した被雇用者に対して、イタリア国民に「2015 年 6 月 15 日付立法令 81 号」第 51 条で保証される次の労働条件を適用することを求めている。

- 最長労働時間、最低休憩時間
- 年次有給休暇の最低日数
- 最低賃金
- 職場における健康及び安全、衛生に関する事項
- 男女差別の禁止に関する事項 など

EU 加盟国間での異動

ICT 許可を所持する者は、ICT 許可を受給した国とは別の EU 加盟国においても就労することが認められる。

²⁰ <https://nullaostalavoro.dlci.interno.it>

① 短期間の異動

イタリア以外の加盟国で発行された ICT 許可を所持する者が、同一企業グループに属するイタリア企業に異動する場合、その期間が 90 日間以内（あらゆる 180 日の期間内で最大 90 日間）であれば、転勤先のイタリア企業の所在地の警察署に着任した旨を通知するだけでよく、滞在許可の取得は不要である。

② 長期間の異動

イタリア企業に異動する場合の滞在期間が 90 日間を超える場合、イタリアにおいて新たに ICT 許可を取得する必要がある。なお、イタリア以外の加盟国で発行された ICT 許可を所持し、イタリアにおいて ICT 許可を取得する前に入国した場合、入国後 90 日以内に労働許可の申請を行わなければならない。

(2) その他の注意点

外国人融和協定

イタリアに社員を異動させる外国企業が留意すべき重要事項として「融和協定 (Accordo di Integrazione)」がある。これはイタリア政府が、イタリア語と公民教育を通じて EU 域外の出身者のイタリア社会への融和を促進するため 2012 年に導入した制度である。

2012 年 3 月 10 日以降、有効期間が 1 年以上の滞在許可を取得しイタリアに入国する EU 域外の第三国の国民で 16 歳以上の者は、融和協定への同意が義務付けられた。同協定の対象の外国人にはイタリア語 (A2 レベル (初級程度、コミュニケーションは完璧ではないが、日常生活での言い回しや表現を理解し、簡単な会話ができる) 以上) 及び基本的な公民規則の学習が義務付けられる。学習要件の充足はポイント制度で管理され、協定の対象者には 2 年以内に一定のポイントを達成することが要求される。

このため社員へのイタリア語学習の奨励や費用補助は、駐在員を派遣する外国企業の共通の論点である。企業によっては、同協定による負担を回避するため駐在員の派遣期間の短縮を考慮するケースも見られる。

5. ベルギー

(1) 国内法の整備状況

ICT 指令で、加盟国における国内法の整備期日は 2016 年 11 月 29 日と定められているが、2017 年 5 月現在、ベルギーでは国内法が未整備である。現時点で、ベルギーにおける ICT 指令に基づく国内法の整備の計画は明らかでない。

法制化が遅れている主な理由として、EU 域外の第三国の国民の労働許可と滞在許可をカバーする「単一許可」の枠組みを定めた「EU 域外の第三国の国民が EU 加盟国に居住し就労するための単一許可の単一申請手続き及び EU 加盟国で合法的に就労する域外の第三国の国民の権利に関する 2011 年 12 月 13 日付欧州議会理事会指令 2011/98/EU」²¹に基づく国内法の整備が未了であることが挙げられる（同指令に基づく国内法整備の期限は 2013 年 12 月 31 日）。そのため、単一許可に関する国内法の整備が、ICT 許可よりも優先されていると考えられる。また、ベルギーでは、国内の 3 地域政府（フランダース、ワロン、ブリュッセル首都圏）が経済や雇用に関する政策権限を有しており、外国人労働者に関する政策アプローチの異なる 3 地域政府の間で調整が難航しているため、ICT 指令に基づく国内法の整備にはまだ数年かかるとの見方もある。

(2) その他の注意点

ベルギーの現行の制度（2017 年 5 月現在）に基づいて日本人がベルギーに転勤する場合、通常、ベルギー国内の受け入れ企業が労働許可証を申請し、労働許可が発行されてから日本のベルギー大使館で査証（ビザ）を申請、さらに、ベルギー入国後に滞在許可証の取得手続きを行う必要がある。ICT 指令に基づく国内法が整備されれば、労働・滞在の単一許可が適用され、手続きが簡易化される可能性がある。さらに、転勤者が EU 域内のグループ企業に転勤する場合の手続きの簡略化も見込まれる。また、帯同家族がベルギーで就労する場合、現状では労働許可証の取得などの手続きが必要だが、ICT 指令の枠組みでは不要となる。

なお、ICT 許可を利用して、複数の加盟国で就労する場合、就労する全ての加盟国で ICT 指令に基づく国内法が整備されていることが前提となる。そのため、ベルギーの現行制度では、他の EU 加盟国で ICT 許可を取得していても、ベルギーに異動する場合は改めて労働許可と滞在許可を申請・取得する必要がある可能性がある。

²¹ “Directive 2011/98/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on a single application procedure for a single permit for third-country nationals to reside and work in the territory of a Member State and on a common set of rights for third-country workers legally residing in a Member State”
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:32011L0098>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170033>

EUの企業内転勤（ICT）指令の概要と

EU加盟国一部での実施状況

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel.03-3582-5569

禁無断転載